

福島県喀痰吸引等業務登録研修機関申請等実施要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）附則第6条の規定による喀痰吸引等の研修業務を行う事業所の登録について、法、社会福祉士及び介護福祉士法施行令（昭和62年政令第402号。以下「政令」という。）並びに社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(登録研修機関の登録申請及び通知)

第2条 法附則第6条の規程による申請をしようとする者は、省令附則第10条第1項の規定に基づき、「登録研修機関登録申請書」（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 1 申請者が法人である場合は、その定款又は寄付行為及び登記事項証明書
- 2 申請者が個人である場合は、その住民票の写し
- 3 「社会福祉士及び介護福祉士法附則第7条の規程に該当しない旨の誓約書」（様式第1-2号）
- 4 「登録研修機関登録適合書類」（様式第1-3号）
- 5 省令附則第14条に規定される業務規程
- 6 実地研修の一部を委託する場合には、当該研修機関に係る資料（実地研修先を持たない事業所が、受講者の所属施設に実地研修の一部を委託して行う場合は、この限りではない。）

(登 録)

第3条 知事は、前項の規定により登録を申請したものが、法附則第8条第1項及び省令附則第11条に掲げる要件のすべてに適合し、法附則第7条の各号いずれにも該当しないときは、知事は法附則第8条第2項の規定に基づき、「登録研修機関登録簿」（様式第2号）に次に掲げる事項を記載して登録し、「登録研修機関登録通知書」（様式第3号）により、その内容について通知する。

- (1) 登録年月日及び登録番号
 - (2) 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (3) 事業所の名称及び所在地
 - (4) 喀痰吸引等研修の業務開始の予定年月日
 - (5) 喀痰吸引等研修の課程
- (登録研修機関の登録の更新等)

第4条 前条により登録を受けた者（以下「登録研修機関」という。）は、前条第2項各号（第1号を除く。）の内容を更新するときは、法附則第9条及び施行令附則第6条の規程に基づき、「登録研修機関登録更新申請書」（様式第4号）を5年が満了する2か月前までに、知事に提出しなければならない。

2 登録研修機関が、前項の規定による更新を受けなかったときは、その期間の経過によってその効力を失う。

3 登録研修機関は、登録された内容に変更があったときは、法附則第11条に基づき、変更の15日前までに「登録研修機関変更登録届出書」（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

4 登録研修機関は、登録された業務規程の内容に変更があったときは、法附則第12条第1項の規定に基づき、変更の15日前までに、「登録研修機関業務規程変更届出書」（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

（修了証明書の交付等）

第5条 登録研修機関は、研修の修了者に対し、「研修終了証明書」（様式第7号）を交付するものとする。

2 登録研修機関は、研修の修了者の氏名、生年月日、修了した研修の課程、修了年月日及び修了証明書の番号を記載した名簿を作成し、管理するものとし、年度ごとに県に提出するものとする。

3 前項に定める名簿は永年保存とし、修了証明書の再発行に対応できるようにしておくものとする。

（登録研修機関の休廃止）

第6条 登録研修機関が、喀痰吸引等の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止使用とするときは、法附則第13条及び省令附則第15条の規定に基づき、「登録研修機関休廃止届出書」（様式第8号）を、登録を休廃止する日の1か月前までに、知事に提出しなければならない。

（適合命令）

第7条 知事は、登録研修機関が法附則第8条第1項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、法附則第14条の規定に基づき、その登録研修機関に対して、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（改善命令）

第8条 知事は、登録研修機関が法附則第10条の規定に違反していると認めるときは、法附則第15条の規定に基づき、その登録研修機関に対して、同条の規定による喀痰吸引等

研修を行うべきこと又は喀痰吸引等研修の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(帳簿の備付け等)

第9条 登録研修機関は、法附則第18条において準用する法第17条に基づき、喀痰吸引等研修の業務に関する事項で厚生労働省令で定めるものを記載した帳簿を備え、これを保存しなければならない。

(登録研修機関の登録の取消し等)

第10条 登録研修機関が、次の各号のいずれかに該当するときは、知事は法附則第16条の規定に基づき、その登録を取り消し、又は期間を定めて喀痰吸引等研修の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 法附則第7条各号(第3号を除く。)のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) 法附則第11条から第13条までの規定に違反したとき
- (3) 第7条の規定による適合命令又は第8条の規定による改善命令に違反したとき
- (4) 第9条の規定に違反したとき
- (5) 虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けたとき

(公 示)

第11条 知事は、法第48条の8の規定に基づき、下記の場合には、その旨を福島県ホームページへの掲載をもって、公示しなければならない。

- (1) 登録をしたとき
- (2) 第4条第3項の規定による届出(氏名若しくは住所又は事業所の名称若しくは所在地に係るものに限る。)があったとき
- (3) 第6条の規定による届出があったとき
- (4) 前条の規定により登録を取り消した時

(報 告)

第12条 知事は、法附則第18条において準用する法第19条の規程に基づき、法を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、登録研修機関に対し、報告をさせることができる。

(立入検査)

第13条 知事は、法附則第18条において準用する法第20条の規定に基づき、知事は、法を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、その職員に、登録研修機関の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問さ

せることができる。

- 2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(関係書類の保存)

第14条 登録喀痰吸引等事業者又は登録特定行為事業者が保存すべき書類の種類及び保存期間は次のとおりとする。

(1) 第2条から第6条に定める登録、更新、変更等にかかる申請書及び添付書類、登録喀痰吸引等事業者(登録特定行為事業者)登録通知書等については、永年保存とする。

(2) 前号に掲げるほか、喀痰吸引等業務、特定行為業務にかかる関係書類については、各事業所で定める規定に基づき、適切に保存することとする。

- 2 関係書類の保存については、確実に、かつ、秘密が漏れることのないよう方法により行う。
- 3 関係書類の廃棄は、焼却その他の復元することができない方法により行う。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成29年1月6日から施行する。